

新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業助成金交付要綱

制定 令和2年4月1日区長決定 要綱第97号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が区内中小企業等で働く従業員の雇用環境に与えている影響等をふまえ、感染症対策として区内中小企業等が実施する雇用環境の整備を図る事業に係る経費の一部を品川区雇用環境整備事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、区内中小企業等の従業員の雇用および事業の継続を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、区内に事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他区長が認める法人または組合とする。ただし、次のいずれかに該当する企業（みなし大企業）および区長が別に定める業種を除く。

- (1) 一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している企業
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業
- (3) 役員半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業
- (4) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

2 事業税および法人住民税（個人にあっては特別区民税・都民税または市町村民税）を滞納していないこと。

(助成金の交付対象事業および対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）および経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に定めるもののうち区長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 国、東京都、民間団体等が行う同様の助成に対して、本助成金は重ねて交付できないものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

(助成金の交付・不交付決定)

第6条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で助成金の交付の可否および額を決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）または助成金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

(助成事業の変更等)

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、助成対象事業の内容および経費の変更、または助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成対象事業中止（変更）承認申請書（第4号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書の内容について審査し、

適当と認める場合には、交付対象者あてに中止（変更）承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（助成事業遅延等の報告）

第8条 交付対象者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 交付対象者は、区長の求めがあったときは、助成対象事業の遂行状況について、指定する日までに書面により区長に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付対象者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに領収書（写）等必要書類を添付の上、実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 区長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、助成事業等の成果が助成金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（第7号様式）により当該交付対象者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第12条 前条の規定により助成金額確定通知書を受けた交付対象者は、指定期日までに請求書（第8号様式）により助成金の交付を区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（2） 助成金を他の用途に使用したとき。

（3） 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

（助成金の返還）

第14条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分についてすでに助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

（違約金）

第15条 交付対象者は、前条の規定により助成金を返還する場合において、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返済額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約金額（1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

（検査）

第16条 交付対象者は、区長が助成対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または助成対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は地域振興部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表

助成対象	具体的内容	助成対象経費	助成金額
テレワーク導入費用	テレワーク導入のためにコンサルティングを受けた際のコンサルティング料・導入費用等の一部を助成する。	①テレワーク規定の整備費用 ②テレワーク導入計画の策定費用 ③機器の設置・設定費用等 ④機器のリース料 ⑤ツール利用料 ⑥テレワークのための機器等の購入費用	助成対象経費の5分の4 (限度額100万円)
就業規則の改定・見直しに係る費用	新型コロナウイルス感染症対策に係る制度導入のために就業規則等の改定・見直しを行う際の費用	①新たな制度の導入にかかるコンサルティング経費 ②就業規則等の改定・見直しの代行経費	助成対象経費5分の4 (限度額20万円)

第 1 号様式（第 5 条関係）

代表者印

年 月 日

品 川 区 長 あて

所在地
事業者
代表者

代表者印

（肩書きおよび氏名）

新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業助成金交付申請書

新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

（ 1 ） 実施交付対象事業

新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業（助成金）

①テレワーク導入 ②就業規則の改定・見直し

（ 2 ） 実施計画書 別紙（様式 1 - 1）のとおり

（ 3 ） 助成事業に要する経費および補助金交付申請額

①助成対象経費 円

②助成金交付申請額 円

（ 4 ） 経費内訳書 別紙（様式 1 - 2）のとおり

担 当
連絡先
電 話
E - mail

様式 1 - 1

実施計画書

事業名	新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (開始予定 月頃)
申請者	(名称) (業種) 業 (所在地) (資本金) 円 (従業員数) 名
実施内容 (予定)	<p>①テレワークの導入</p> <p>◆テレワーク実施予定人数 () 人)</p> <p>◆テレワーク実施対象者 () ※部署名等</p> <p>◆テレワーク実施場所 ()</p> <p>◆実施する主な業務 ()</p> <p>◆テレワーク実施時の勤怠管理方法 ※導入予定ツール等 (<input type="checkbox"/> コンサルティングにて検討)</p> <p>◆テレワーク実施時のコミュニケーション方法 ※導入予定ツール等 (<input type="checkbox"/> コンサルティングにて検討)</p> <p>◆導入予定機器 ()</p> <p>※テレワークの導入 の場合は①・③を記入してください</p> <p>※就業規則の改定の場合 は②・③を記入してください</p>
	<p>②就業規則の改定・見直し ※新型コロナウイルス対策のための制度のみ</p> <p>◆導入予定制度 <input type="checkbox"/> 時差出勤 <input type="checkbox"/> 特別休暇 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>◆制度実施予定人数 () 人)</p>
	<p>③現状・課題・実施スケジュール等を記入してください。</p> <p>※コンサルティング事業者が作成する実施計画書を添付してください</p>
期待される効果	
費用総額	

様式 1 - 2

経費内訳書 事業名 「新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業」

助成対象経費	金 額	利用目的・用途等
計	円	

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業
助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 助成事業名

新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業（助成金）

2. 助成金交付決定額

金	千	百	十	万	千	百	十	円
額								

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業
助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金について、下記のとおり
不交付とすることを決定したので通知します。

記

1. 助成金不交付となった事業名
新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業（助成金）
2. 理由

第4号様式（第7条関係）



年 月 日

品川区長あて

所在地
事業者
代表者

（肩書きおよび氏名）



新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業
中止（変更）承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった助成事業を下記のとおり中止（変更）したいので、新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

- 1 実施事業名
新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業（助成金）
- 2 中止（変更）の理由

第5号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業
中止（変更）承認通知書

年 月 日付で中止（変更）承認申請のあった助成事業について下記のとおり承認します。

記

承認内容

- 1 交付対象事業名
新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業（助成金）
- 2 別添「助成事業中止（変更）承認申請書」のとおり
- 3 付帯条件

第6号様式（第10条関係）

代表者印

年 月 日

品川区長 へ

所在地
事業者
代表者

（肩書きおよび氏名）

代表者印

新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業
助成金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった助成事業について、
新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業助成金交付要綱第10条
の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施事業名

新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業（助成金）

2. 助成対象経費総額

3. 助成金額

4. 助成事業の実績報告

（1）助成事業実施内容および成果

（注）助成事業の成果および今後の展開等を明らかに
するための報告書を添付すること。

（2）助成事業収支決算書

（注）領収書等支払金額の確認できる書類を添付して
ください。

担 当

連絡先

電 話

E - mail

第7号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業
助成金交付確定通知書

年 月 日付第 号で通知した助成金交付決定について、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

記

1. 助成事業名

新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業（助成金）

2. 助成金交付確定額

金	千	百	十	万	千	百	十	円
額								

捨印

第8号様式（第12条関係）

請 求 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

交付対象事業名

「新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業（助成金）」

年 月 日

品川区長 あて

年 月 日付 第 号で交付確定通知のあった助成金について、
新型コロナウイルス感染症に係る品川区雇用環境整備事業助成金交付要綱第
12条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

所在地

事業者

代表者
(肩書きおよび氏名)

代表者印